

第 12 号議案

豊後大野市企業立地促進条例の一部改正について

豊後大野市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

本市における企業の立地の促進をより一層図るため、補助対象の拡充に関し条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊後大野市企業立地促進条例（平成 20 年豊後大野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「製造業等（日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる製造業、電気・ガス・熱供給業、情報サービス業、道路貨物運送業及びこれらに関連する職業・教育支援施設、学術・開発研究機関等をいう。）」を「日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる製造業、電気業、ガス業、熱供給業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、学術・開発研究機関、職業・教育支援施設又はコールセンター業」に改める。

第 3 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同項第 2 号中「2 億円」を「5 千万円」に改め、同項第 3 号中「15 人」を「5 人」に、「5 人」を「1 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。